

衛星受信料体系の見直しの考え方及びその効果・影響(概要版)

見直しの考え方	現状維持		地上契約との一本化		スクランブル化	
	A 現状維持	B メッセージ機能の活用強化	A 地上料額	B 加重平均額	A 非営利型	B 営利型
見直しの考え方の概要	衛星受信料体系の変更を一切行わない	表示方法の変更 (表示面積(例)画面1/9→拡大) (表示時期(例)30日後→直ちに再表示(例)なし→未契約者等のみ)	衛星付加受信料を廃止し、地上料額(1,345円)に一本化(衛星受信料収入全額が減収)	衛星付加受信料を廃止し、加重平均額(※)に一本化 ※NHK試算では約1,600円(衛星受信料収入は全額確保)	NHKの衛星放送をスクランブル化(営利を目的としない料金設定:現行並み)	NHKの衛星放送をスクランブル化(営利を目的とする料金設定:利潤の上乗せ)
(1)現在生じている問題の解決への効果 ① 利用実態の乖離(受信環境の受動的整備) ② 衛星契約率の低迷	①解決にはならない? ・現状で推移(NHK) ②解決にはならない? ・現状で推移(NHK) ポイント1	①解決にはならない? ・現状と同じ(NHK) ポイント3 ②一定の効果が期待される?ただし、抜本的解決になるかは不明確? ポイント4 ・改善が期待(NHK)	①課題は解消? ・解消可能(NHK) ②課題は解消? ・解消可能(NHK)	①課題は解消? ・解消可能(NHK) ②課題は解消? ・解消可能(NHK) ・フリーライダーの排除に寄与するかは不明(民放連) ・一応の解決になるが、衛星受信機の新設者にも負担を求める新たな課題(衛放協)	①課題は解消? ・解消可能(NHK) ②課題は解消? ・解消可能(NHK) ・フリーライダーの排除への効果は期待できる(民放連) ・可能(衛放協)	①課題は解消? ・解消可能(NHK) ②課題は解消? ・解消可能(NHK) ・フリーライダーの排除への効果は期待できる(民放連) ・可能(衛放協)
(2)「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK)	基本的に特段の影響なし? ポイント5 ・影響なし(対価的な感覚は強まる)(NHK)	影響なし?(過去の一本化と同様) ・影響なし(性格の純化)(NHK)	影響なし?(過去の一本化と同様) ・影響なし(性格の純化)(NHK)	「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えないのでは? ポイント10 ・性格変更(受益者負担の対価料金)(NHK)	「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えないのでは? ・性格変更(受益者負担の対価料金)(NHK)
(3)受信料(衛星付加受信料:945円)の水準に及ぼす影響	影響なし ポイント2 ・影響なし(NHK)	影響なし? ポイント6 ・影響なし(NHK)	地上:影響なし(新たな不満感?) 衛星:値下げ(▲945円) ・影響あり(付加受信料廃止)(衛星契約者は値下げ)(NHK)	地上:値上げ(約+255円) 衛星:値下げ(約▲690円) ポイント9 ・影響あり(付加受信料廃止)(衛星契約者は値下げ、地上契約者は値上げ) ・地上契約者の理解が課題(NHK) ・地上契約者に負担を求めれば、反発が予想される(民放連)	衛星放送に係る経費と契約者数による? ・影響あり(受信料廃止) ・受信料事業との会計分離 ・料金はサービス内容と契約者数による(NHK)	衛星放送に係る経費と契約者数による? ・影響あり(受信料廃止) ・独立採算 ・料金はサービス内容と契約者数による(NHK)
(4)NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK)	影響なし? ・影響なし(NHK)	衛星放送の提供を継続することが困難となる? ポイント8 ・影響あり(役割は限定) 普及促進の役割は困難 実質的に視聴者解消のみの役割 衛星放送事業からの実質的な撤退に等しい(NHK)	影響なし? 普及促進への貢献度低下のおそれ(NHK) 特段の影響はない(民放連) 影響なし(衛放協)	付加的な性格が強くなるが、引き続き一定の公共的役割を求めることは可能? ポイント11 ・対価料金のもとで公共的役割をどこまで担えるかが課題(NHK) ・受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義が生じる(民放連) ・NHKが行うことの妥当性も検討の必要(衛放協)	公共放送が営利事業を行うことのは非が問われるのではないかと? ポイント13 ・公共放送サービスではない(公共的役割は担わない)(NHK) ・受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義が生じる(民放連) ・NHKが行うことの妥当性も検討の必要(衛放協)
(5)衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK)	影響なし? ・影響なし(NHK)	「豊かで良い」放送番組の提供等に支障を及ぼすおそれ? ・衛星放送独自の編成は困難(NHK)	影響なし? ・番組の多様性の確保は可能(NHK)	視聴者の意向に添えつつ、「豊かで良い放送番組」等を提供することは「不可能」とは言えない? ・番組の多様性の確保は不可能(NHK)	NHKに特別に求められる番組準則について議論されるべきではないかと? ・番組の多様性の確保は不可能(NHK)
(6)衛星放送業界に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK) ・特に影響なし(衛放協)	影響なし? ・影響なし(NHK) ・特に影響なし(衛放協)	衛星放送の提供を継続することが困難となる? 外部制作会社の制作機会の減少(NHK) ・特に影響なし(衛放協)	有料の衛星放送事業者の収益に影響を及ぼすおそれ? 外部制作会社の制作機会の減少のおそれ(NHK) ・有料民放の契約者等に影響を及ぼす可能性(民放連) ・特に影響なし(衛放協)	有料民放と類似のサービス提供形態となる? ポイント12 ・有料民放とは実質的に競合 ・外部制作会社の制作機会の減少のおそれ(NHK) ・BS全体の接触率が相当程度低下する懸念(民放連) ・専門チャンネル化する場合、CS放送と正面から競合する一方、契約を解消した者の一部がCS加入することも想定(衛放協)	有料民放と類似のサービス提供形態となる? ・有料民放と競合 ・外部制作会社の制作機会の減少のおそれ(NHK) ・BS全体の接触率が相当程度低下する懸念(民放連) ・専門チャンネル化する場合、CS放送と正面から競合する一方、契約を解消した者の一部がCS加入することも想定(衛放協)
(7)視聴者の負担に及ぼす影響(新たな機器の要否)	影響なし ・不要(NHK)	影響なし ・不要(NHK)	影響なし ・不要(NHK)	影響なし ・不要(NHK)	2011年以降は影響なし ・アナログ受信者はデコーダーが必要(NHK) ・特になし(2011年以降)(衛放協)	2011年以降は影響なし ・アナログ受信者はデコーダーが必要(NHK) ・特になし(2011年以降)(衛放協)
(8)その他(移行に要する期間等)	-	比較的短期間での移行が可能? ポイント7	-	-	現行の衛星受信契約と新たな対価契約や、スクランブル放送への移行が課題(NHK)	現行の衛星受信契約とは全く異なる新たな対価契約の締結となる(NHK)